国税徴収法第95条の規定に基づき、差押財産を公売することを公告し、及び国税徴収 法第99条の規定に基づき、見積価額を公告します。

平成26年8月5日

京都市長 門川 大作

- 1 公売(入札)開始日時平成26年9月2日午前10時30分
- 2 公売(入札)締切日時平成26年9月2日午前11時00分
- 3 公売及び開札の場所京都市下京区西洞院通塩小路上る東塩小路町608番地8京都市下京区役所 4階会議室
- 4 公売の方法

入札

- 5 公売保証金の納付期限平成26年9月2日午前10時50分
- 6 開札の日時平成26年9月2日午前11時00分
- 7 売却決定の日時平成26年9月9日午前11時00分
- 8 売却決定の場所京都市下京区西洞院通塩小路上る東塩小路町608番地8京都市下京区役所 4階会議室
- 9 買受代金の納付期限平成26年9月9日午後3時00分
- 10 買受人の資格その他の要件 国税徴収法第92条及び第108条第1項該当者は、買受人となることはできません。
- 11 公売財産上の質権者,抵当権者等の権利内容

公売財産上に質権、抵当権、先取特権、留置権その他公売財産の売却代金から配当を 受け取ることができる権利を有する者は、売却決定の日の前日までにその内容を申し出 てください。

- 12 公売財産の表示,公売保証金額及び見積価額 別紙のとおり
- 13 その他事項
 - (1) 公売保証金を納付した後でなければ入札できません。
 - (2) 公売保証金及び買受代金は、現金又は小切手(銀行又は信用金庫等の振り出した自己宛小切手で、京都手形交換所加盟金融機関を支払人とするもの。)でなければ納付できません。
 - (3) 見積価額以上の入札者のうち最高価額の者を最高価申込者と決定し、売却決定を行います。
 - (4) 最高価申込者の入札価額に次ぐ入札者に対し、次順位買受申込者制度の適用があります。この制度による場合には、売却決定の日時及び買受代金の納付期限が異なることがあります。
 - (5) 公売財産の取得時期は、買受代金の納付があったときです。公売財産に係る危険負担は、買受代金の全額が納付されたときに買受人に移転しますので、取得後の毀損、 焼失等による損害の負担は買受人が負います。
 - (6) 公売財産の権利移転に伴う登録免許税その他の費用は、買受人の負担となります。
 - (7) 市は公売物件について瑕疵担保責任を負いません。
 - (8) 落札された公売物件は、いかなる理由があっても返品できません。
 - (9) 物件の詳細を記載した公売広報は、行財政局税務部収納対策課並びに各区役所及び区役所支所の納税課に備え付けています。

公売財産の表示、公売保証金額及び見積価額について

1 売却区分

行財7

2 見積価額

680,000円

3 公売保証金

70,000円

4 公売財産の表示

建物

(一棟の建物の表示)

所 在 京都市山科区北花山大林町 38番地1

建物の名称 パークテラス北花山

構 造 鉄筋コンクリート造陸屋根7階建

床面積 1階 842.64㎡

2階 687. 93㎡

3階 687. 93㎡

4階 687. 93㎡

5階 554. 32㎡

6階 554. 32㎡

7階 554. 32㎡

(敷地権の目的である土地の表示)

土地の符号 1

所在及び地番 京都市山科区北花山大林町 38番1

地 目 宅地

地 積 2189.44㎡

(専有部分の建物の表示)

家屋番号 大林町 38番1の101

建物の名称 101

種 類 店舗

構 造 鉄筋コンクリート造1階建

床面積 1階部分 78.07㎡

(敷地権の表示)

土地の符号 1

敷地権の種類 所有権

敷地権の割合 10万分の1823

以上登記簿による表示

5 公売財産の概要

- (1) 公売財産は、京都市営地下鉄「東野」駅から西方へ約1.7 km(道路距離)に位置している。
- (2) 公売財産の敷地は、間口(南側)約30m,奥行約77mの概ね整形地であり、南側が幅員約23mの両側歩道付舗装国道にほぼ等高に接面しており、北側が幅員約1. 5mの未舗装市道に約0.5~1m低く接面している。
- (3) 公売財産の専有部分は、内法面積が78.07㎡である。
- 6 法的規制,利用状況等
 - (1) 公売財産は、異なる用途地域に跨っている。

[国道1号との道路境界から25mまでの地域]

近隣商業地域,指定建蔽率80%,指定容積率300%,20m第4種高度地区, 山ろく型建造物修景地区,宅地造成工事規制区域,屋外広告物沿道型第4種地域,準 防火地域

[国道1号との道路境界から25mを超える地域]

第2種中高層住居専用地域,指定建蔽率60%,指定容積率200%,15m第1種高度地区,山ろく型建造物修景地区,宅地造成工事規制区域,屋外広告物第2種地域,準防火地域

(2) 公売財産は、平成26年6月現在空き家であるが、動産等が残置されている。

7 その他公売条件

(1) 管理会社の申立てによると、月額の管理費等の内訳は管理費11,700円、修繕積立金9,600円、水道料金3,297円(2ケ月1回請求),専用使用料1,500円であり、平成26年7月現在、未納額の合計は3,372,775円(平成26年6月30日分まで)である。

なお、管理規約によると、管理組合が管理費等について有する債権は、区分所有者 の包括承継人及び特定承継人に対して行うことができると規定されている。

- (2) 公売財産の管理及び使用に関する規約等の詳細については、管理会社へお問い合わせください。
 - ※管理会社の問合せ先 株式会社大京アステージ京都支店 TEL075-803-0601
- (3) 公売財産内の動産等の処理は、所有者等と協議してください。
- ※ 問合せ先 京都市行財政局税務部収納対策課

TEL (075) 213-5215

(行財政局税務部収納対策課)